

退職手当支給額の計算

○一般職の退職手当

退職手当

$$= \text{基本額} \text{ (退職日の給料月額} \times \text{退職事由別} \cdot \text{勤続年数別支給率)} + \text{調整額}$$

1. 給料月額

算定基礎となる給料月額は、給料表の額

(現給保障のために支給される差額及び一時的な給与カットを含まない。)

2. 勤続期間

(1) 退職手当算定の基礎となる勤続期間

- ・就職した日の属する月（組合加入年月日）から退職した日の属する月まで
- ・職員としての在職期間には、他の地方公務員等として通算された在職期間を含む。

(2) 休職、停職、育児休業等の期間

- ・現実に職務に従事しなかった期間のある月数（勤務した日のある月を除く）の $1/2$ を勤続期間から除算する。
- ・育児休業期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、当該月数の $1/3$ を勤続期間から除算する。
- ・育児短時間勤務の期間のある月数（通常勤務の日のある月を除く）の $1/3$ を勤続期間から除算する。
- ・職員団体専従の期間は、その月数を除算する。

3. 基本額に係る特例（定年前早期退職特例措置）

（1）応募認定退職の場合

定年に達する日の属する年度以前の15年間に、勤続20年以上の職員が応募認定退職により退職した場合、退職手当の計算の算定基礎となる給料月額に以下の表中の率を加算した額により基本額を算定。

退職した年度末の年齢（歳）	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
加算割合（％）	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	2	—

※定年年齢が60歳の場合

（2）勸奨退職の場合

定年に達する日の属する年度以前の10年間に、勤続25年以上の職員が勸奨退職により退職した場合、退職手当計算の算定基礎となる給料月額に以下の表中の率を加算した額により基本額を算定。

退職した年度末の年齢（歳）	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
加算割合（％）	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	—

※定年年齢が60歳の場合

4. 調整額

職員の区分（第1号区分～第8号区分）に応じて定める額（以下「調整月数」という。）のうち、その額が多いものから、60月分の調整月額を合計した額。

調整額区分表・・・退職手当支給条例施行規則 別表2 ア及びイ参照

ただし、

- ① 自己都合退職の場合、勤続9年以下は調整額を支給しない。
〃 勤続10年以上24年以下の者は調整額が半額となる。
- ② 自己都合退職以外の退職の場合、勤続4年以下の退職者は調整額が半額となる。

調整額区分に対する金額（H30年5月1日現在）

区分	調整月額
第1号区分	65,000円
第2号区分	59,550円
第3号区分	54,150円
第4号区分	43,350円
第5号区分	32,500円
第6号区分	27,100円
第7号区分	21,700円
第8号区分	0円